

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年6月8日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第7号

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第7条を第8条とする。

第6条第1項中「第4条第1号」を「第5条第1号」に改め、「第8条の規定に基づきセンターの管理を行う団体（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第2項第1号中「第4条第2号」を「第5条第2号」に改め、同項第2号中「第4条第3号」を「第5条第3号」に改め、同項第3号中「第4条第6号」を「第5条第6号」に改め、同条を第7条とする。

第5条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第6条とする。

第4条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条を第5条とする。

第3条第2項中「休所日は」の右に「、日曜日」を加え、同条第3項中「2日を限度として」を「1日に限り」に改め、同条第4項中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 前条各号に掲げる事業に係る業務

(2) センターの維持管理に係る業務

(3) その他市長が必要と認める業務

第9条を削り，第10条を第9条とする。

別表京都市修学院老人デイサービスセンターの項の次に次の1項を加える。

京都市本能老人デイサービスセンター	京都市中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町3 46番地
-------------------	--------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，市規則で定める日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の告示その他京都市本能老人デイサービスセンターを供用するために必要な準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第7号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

京都市本能老人デイサービスセンターを京都市中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町346番地に設置するとともに、指定管理者が市長の承認を得て、開所時間及び休所日を変更することができることとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

なお、指定管理者の告示等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。